様式第１号（第６項関係）

**記 入 例**

雨水小型貯留槽設置補助金交付申請書

　　　　年　月　日

青　梅　市　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

 青梅市雨水小型貯留槽設置補助金交付要綱第６項の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 設置場所 | 青梅市　　　　　　　丁目　　　　番地　　　（所有地・借地） |
| 家屋種別 | １　　持家　　２　　借家　　３　　その他 |
| 家屋所有者 | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 |
| 家屋使用者 | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 |
| 設置予定日 | 　　　　　　　　　　　年　　 月　　 日 |
| 購入予定製品名 | 数量 | 購入予定額（工事費等を含む。） | 交付申請額（購入予定額の1/2） |
|  |  | 円 | 円 |
| （千円未満切捨て） |  |
| 添付書類 | 案内図、設置予定平面図（略図）、前年度の市区町村税納税証明書等（市都民税および設置場所の固定資産税・都市計画税）、見積書、同意書（借地、借家の場合） |
| 受付 | 　　年　　月　　日 | 番号 |  |
| 内容審査 | 審　査 | 調　査 | 係　長 | 課　長 |
|  |  |  |  |
| 備　考 |

（注意）太線内は、記入しないでください。

様式第４号（第９項関係）

**記 入 例**

雨水小型貯留槽設置補助金交付変更申請書

　　　　年　月　日

青　梅　市　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

 　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号で、雨水小型貯留槽設置補助金交付決定通知を受けた雨水小型貯留槽設置について内容を変更したいので、青梅市雨水小型貯留槽設置補助金交付要綱第９項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 設置場所 | 青梅市　　　　　　　丁目　　　　番地　　　（所有地・借地） |
| 家屋種別 | １　　持家　　２　　借家　　３　　その他 |
| 家屋所有者 | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 |
| 家屋使用者 | 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名 |
| 設置予定日 | 　　　　　　　　　　　年　　 月　　 日 |
| 購入予定製品名 | 数量 | 購入予定額（工事費等を含む。） | 交付申請額（購入予定額の1/2） |
|  |  | 円 | 円 |
| （千円未満切捨て） |  |
| 添付書類 | 見積書 |
| 受付 | 　　年　　月　　日 | 番号 |  |
| 内容審査 | 審　査 | 調　査 | 係　長 | 課　長 |
|  |  |  |  |
| 備　考 |

（注意）太線内は、記入しないでください。様式第５号の２（第１０項関係）

雨水小型貯留槽の維持管理に関する協定書

　青梅市および　　　　　　　　　　（以下「所有者」という。）は、所有者が青梅市　　　　　　　　　　　　に設置した雨水小型貯留槽が果たす公益的な機能を十分に発揮させるため、次のとおり当該雨水小型貯留槽の維持管理に関する協定を締結する。

　（対象施設）

第１条　本協定の対象とする施設は、青梅市雨水小型貯留槽設置補助金交付要綱（平成１６年６月１日実施。以下「要綱」という。）の規定にもとづき、所有者が補助金の交付を受けた雨水小型貯留槽（以下「貯留槽」という。）とする。

　（協定期間）

第２条　この協定の存続期間は、協定締結の日から所有者が貯留槽を廃止する日までとする。

　（維持管理の実施等）

第３条　所有者は、当該貯留槽の機能を正常に保つよう定期的に保守点検、清掃を行う等維持管理に努め、当該措置に要する費用を負担する。

　（破損時の修復等）

第４条　貯留槽の設置完了後または工事完了後に、目詰まり、変形、破損、浮き上がり等により貯留槽の機能に異常が生じ、事故、問題等が発生した場合は、所有者の責により復旧し、解決しなければならない。

　（善管注意）

第５条　乙は、貯留槽を善良なる管理者の注意をもって管理し、その機能の保全に努めなければならない。

２　所有者は、貯留槽の廃止または変更しようとするときは、あらかじめ、書面をもって青梅市（以下「市」という。）に届出をし、承認を受けなければならない。

　（譲渡時の措置等）

第６条　所有者は、自らの転居その他の事情により貯留槽の所有権の第三者への移転を行う場合は、あらかじめ、この協定書の規定にもとづき所有者が遵守すべき事項について、当該移転を受ける者（以下「譲受人」という。）に説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

２　所有者は、前項の規定による移転にかかる契約の締結に当たり、譲受人が要綱の規定にもとづき市と協定を締結することを停止条件として付さなければならない。

３　譲受人が前項に規定する協定を記載した書面を市に提出した場合は、この協定はその効力を失う。

　（協議）

第７条　この協定に明示されていない事項またはこの協定の各条項の解釈について疑義を生じたときは市と所有者が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方が記名押印して、各自がその１通を所持するものとする。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　青梅市

　　　　　　　　　代表者　青梅市長

　　　　所有者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第６号（第１０項関係）

**記 入 例**

雨水小型貯留槽設置完了報告書

　　　　年　月　日

青　梅　市　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

 　　　　年　　月　　日付けで、雨水小型貯留槽設置補助金交付決定通知を受けた雨水小型貯留槽設置が完了したので、青梅市雨水小型貯留槽設置補助金交付要綱第１０項の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 設置場所 | 青梅市　　　　　　　　丁目　　　　　　　　番地　　　 |
| 設置日 | 　　　　　　　　　　年　　 月　　 日 |
| 購入製品名 | 数量 | 購入額（工事費等を含む。） | 補助金額（購入額の1/2） |
|  |  | 円 | 円 |
| （千円未満切り捨て） |  |
| 添付書類 | 案内図、設置配置図、設置にかかる領収書の写し、現場写真 |
| 受付 | 　　　　年　　月　　日 | 番号 |  |
| 内容審査 | 受付 | 内容確認 | 決　定 | 係　長 | 課長 | 部長 |
|  |  |  |  |  |  |
| 備　考協定書の締結（済・未） |

（注意）太線内は、記入しないでください。

様式第８号（第１２項関係）

雨水小型貯留槽設置補助金交付請求書

　　年　　月　　日

青　梅　市　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　年　　月　　日付けで、雨水小型貯留槽設置補助金交付確定のあった雨水小型貯留槽設置補助金を、次のとおり請求します。

　なお、補助金については、口座振替依頼の口座に振り込みをお願いします。

請求金額　　　　 　　　　　　円

|  |
| --- |
| 口　座　振　替　依　頼 |
| 金融機関名 | 銀　　　　行信用金庫信用組合労働金庫農業協同組合 | 　　　　　　本　　店　　　　　　　支　　店 |
| 預金種目 | 普 通 ・ 当 座 |  口座番号 |  |
| 受取人氏名 | （ふりがな） |
|  |
| 受取人住所 |  |